

病院の2か所登録について

自立支援医療(精神通院医療)の制度において、病院(または診療所)の登録は原則1か所ですが、医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合は2か所登録することができます。(審査があります。)



◆自立支援の新規申請時に病院の2か所登録を希望する場合

1か所目の病院に診断書、2か所目の病院に理由書を書いてもらい提出する必要があります。審査の結果、2か所登録が認められなかった場合は、診断書を提出した病院のみの指定となります。

◆すでに自立支援で利用している病院があつてさらに追加を希望する場合

追加を希望する病院に理由書を書いてもらい提出する必要があります。審査の結果、2か所登録が認められなかった場合は、現在利用している病院のみの指定となります。

◆2か所登録がされている状態でどちらかの病院の変更を希望する場合

新しく指定したい病院に理由書を書いてもらい提出する必要があります。審査の結果、2か所登録が認められなかった場合は、現在利用している病院のみの指定となります。

◆2か所登録がされている状態で更新をする場合

1か所目の病院に診断書を書いてもらい提出する必要があります。(診断書提出が必要な更新回のみ。) 2か所目の病院からの理由書は必要ありません。(病院を変更する場合は必要です。)

◆2か所登録がされている状態で他都市から横浜市に転入する場合

他都市で2か所登録がされていた場合は、その内容を引き継ぎます。ただし横浜市への転入と同時に病院を変更する場合は理由書の提出が必要になります。(再度審査が必要なため)

※横浜市では登録できる病院は最大2か所までです。(ただし以下の◎の条件に合う場合は3か所以上登録することも可能です。)

◎以下の条件の場合は追加の理由書を提出することなく2か所以上登録ができます。

- ◆てんかんの治療をしている病院では脳波等の検査ができないため、その検査ができる病院を追加で登録する場合
- ◆デイケア、ナイトケア、リワーク(保険適用に限る)を利用するため病院を追加で登録する場合(ただし現在登録している病院からの指示がある場合に限りです。)

↓裏面の Q & A もあわせてご覧ください↓

Q&A

Q	理由書を出せば必ず2か所登録することができますか？
A	診断書と理由書の内容を審査した結果、2か所登録が認められないこともあります。その場合でも理由書代を横浜市がお支払いすることはできません。

Q	例えば「てんかん」と「うつ」で2か所登録することはできますか？
A	以下の条件を満たせば登録は可能です。 ①てんかん、うつを診る病院がそれぞれ指定自立支援医療機関であり、担当する医師が精神通院医療を担当する医師である ②てんかん、うつともに自立支援の適用になる状態である ③投薬の内容や精神療法に重複がない ④てんかんを診る病院ではうつを診ることができず、うつを診る病院ではてんかんを診ることができない、というやむを得ない事情が診断書と理由書で確認できる(記載がない場合は横浜市から確認を取ります)

Q	主治医が2か所の病院で勤務しているので2か所登録することはできますか？
A	2か所の病院で医療の重複があるため登録することはできません。どちらか1つの病院でお願いします。

Q	時々救急で行く病院を2か所目として登録することはできますか？
A	自立支援医療は継続的な治療を対象としており、緊急時の受診は対象外であること、また、2か所の病院で医療の重複の可能性があるため登録することはできません。